



老 発 第 479号

平成12年5月12日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
保健所設置市市長  
特別区区長

厚生省老人保健福祉局長

介護保険施設等の指導監査について（通知）

介護保険の介護保険施設等に対する指導監査については、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添1「介護保険施設等指導指針」及び別添2「介護保険施設等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いしたい。

なお、介護老人保健施設に対する指導監査の権限を有している指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区は、都道府県との十分な連携に努められたい。

また、指定都市及び中核市は、老人福祉法上、特別養護老人ホームに対する指導監査の権限を有していることから、老人福祉法による権限行使に当たっては、指定介護老人福祉施設に対する都道府県の指導監査と十分な連携を図って実施に努められたい。

さらに、本通知による指導監査の実施に関しては、医療保険各法及び老人保健法に基づき地方社会保険事務局及び都道府県が行う指導監査の担当

部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。

なお、昭和63年6月6日健医老第81号「老人保健法による老人保健施設の指導について」及び平成元年4月20日老企第86号「厚生省が行う老人保健施設実地指導の実施について」は廃止する。